

平成25事業年度業務実績報告書

自 平成25年 4月 1日
至 平成26年 3月31日



独立行政法人空港周辺整備機構

I	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	業務運営に関する報告	
	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に 関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	2. 業務運営の効率化に関する事項・・・・・・・・	19
	3. 財務内容の改善に関する事項・・・・・・・・	29
	4. その他業務運営に関する重要事項・・・・・・・・	35

この報告書は、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（平成14年2月1日、国土交通省独立行政法人評価委員会決定・平成22年6月25日、同委員会改定）に基づき、独立行政法人空港周辺整備機構の平成25事業年度に係る業務運営評価のために作成したものである。

なお、上記基本方針を踏まえ、中期計画において中期目標期間における項目の目標が具体的な数値（目標値）により設定され、かつ、年度計画において当該年度における当該項目の目標が目標値により設定されている場合とそれ以外の場合について、それぞれ次の形式で報告する。

《目標値が設定されている場合》

- ①年度計画における目標値設定の考え方
- ②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）
- ③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し
- ④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

《上記以外の場合》

- ①年度計画における目標設定の考え方
- ②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し
- ③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 業務の確実な実施 ①再開発整備事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(1) 業務の確実な実施

騒防法に基づく以下の事項について、国と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、確実・適正な執行を行うことにより、福岡空港の周辺環境対策を進めること。

また、機構が行う福岡空港の周辺環境対策について、今後、国管理空港に係る空港運営の民間委託等が進められ、福岡空港につき民間委託等を行うこととなる際に、実施主体の検討が行われる中で、機構は業務の適正かつ円滑な実施を確保するための進め方の検討を行うこと。

- ① 再開発整備事業については、空港周辺のまちづくりの観点から、引き続き、既存貸付物件の修繕や維持管理を中心に適切に実施すること。

【中期計画】

(1) 業務の確実な実施

福岡空港の周辺地域における環境対策として、国と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図ります。

また、機構が行う周辺環境対策について、今後、国管理空港に係る空港運営の民間委託等が進められ、福岡空港につき民間委託等を行うこととなる際に、実施主体の検討が行われる中で、機構は業務を適正かつ円滑に進めるための方策の検討を行います。

① 再開発整備事業

空港周辺のまちづくりの観点から、引き続き、既存貸付物件の修繕や維持管理を中心に適切に実施します。

【年度計画】

(1) 業務の確実な実施

① 再開発整備事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

イ 既存貸付物件の修繕や維持管理を適切に実施します。

ロ 賃借人の経営状況を把握するなど、継続事業の着実な実施に努めます。

年度計画における目標設定の考え方

既存物件の劣化状況等を把握し、中長期的な維持・修繕計画に基づき修繕や維持管理を適切に実施する。

また、既存物件に空き施設が発生しないよう、賃借人の経営状況を把握するなど、情報収集を行う。



当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<既存物件の劣化状況等の把握、計画的な維持管理・修繕>

取組内容	成果、効果
<p>○ 全ての騒音斉合施設について、毎月、定期巡回を行うとともに、適宜現地にて賃借人と面談を行うことで、施設の劣化状況の把握及び資産価値の維持に努めた。</p> <p>○ 物流会社に貸し付けている駐車場について、一部未舗装のため運送車両の出入りによる砂埃が近隣の中学校に飛散するとの苦情を平成25年9月上旬に受け、賃借人との協議や未舗装部分の舗装を実施する期間の駐車場代替地の確保を迅速に行った結果、平成25年11月末には舗装工事を完了し、飛散防止の対策を講じた。</p>	<p>○ 定期巡回等により、施設の劣化状況を迅速に把握し、事故を未然に防止するとともに、賃借人等から申し出のあった不具合箇所について、7件の修繕を行い、適切な維持管理に努めることにより、施設の資産価値を維持することができた。</p> <p>○ このうち、大規模施設である大井その1（ナフコ）については、一部機械設備（エスカレータ）及び消防設備等の修繕を行ったほか、平成23年度に施設の点検等を行って作成した「騒音斉合施設大井その1点検及び修繕計画」を踏まえて、現地調査や賃借人からの施設状況のヒアリングを行い、上半期に今年度に必要な改修工事の設計を実施し、下半期に当該設計に基づく工事を実施した。</p> <p>○ 周辺住民の苦情を受け、苦情申し出者との面談から施設の改良まで、速やかに対応を行ったことにより、周辺住民から感謝いただくとともに、事業への理解を深めていただくことができた。</p>

<賃借人の経営状況把握、空き施設の状況>

取組内容	成果、効果
<p>○ 全ての騒音斉合施設について、毎月、定期巡回を行うとともに、適宜賃借人と面談を行ったり、月次報告を求めるなどして賃借人の経営状況の把握に努めた。</p>	<p>○ 賃借人と直接面談などを行うことにより、経営状況をより正確に把握することができ、賃借料の滞納や退去のリスクに備え、事業継続性の確保を図ることができた。</p> <p>○ 貸付施設42件について平成26年3月末時点での空き施設はない。</p>

<事業の健全性>

取組内容	成果、効果
<p>○ 毎月の定期巡回や賃借人からの月次報告などにより経営状況の把握に努めた結果、経営状況が悪く賃料を減額していた賃借人1件について、経営状況の改善が見られたことから賃借人と協議を行い、減額の解除を行い利益の確保に努めた。</p>	<p>○ 平成26年3月末時点での賃借料の滞納はない。</p> <p>○ 収支状況については、下表のとおり収支率82.6%であり、事業の健全性は保たれている。</p>

【再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況】

	保有施設	うち空き施設 (年度末現在)	事業収入 (A)		業務支出 (B)		収支率 (B/A)
			回収率		業務支出	借入金償還等支出	
平成24年度	42件	0件	633,301,200円	100%	429,545,554円	95,259,381円	82.9%
平成25年度	42件	0件	625,764,226円	100%	407,984,808円	108,587,924円	82.6%

※収入・支出は予算執行（支出決定額）による
 収入：固有事業収入のうち業務収入のみ
 支出：固有事業勘定のすべて



当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<事務処理の効率化>

取組内容	成果、効果
<p>○ 継続事業については貸付物件資料のデータベース修正・更新を適時に行い、関係者が情報を共有するなど、これまでの取組を着実に実施している。</p> <p>○ 平成26年4月及び平成27年10月に予定されている消費税増税に係る賃借料の改定について、平成25年10月に全賃借人へ予め周知を行い、平成26年2月に変更契約の締結を完了した。</p>	<p>○ 関係者間で情報の共有化が進み、事務を効率的に行うことができた。</p> <p>○ 消費税増税に伴う事務処理について、早期に取組を始め、十分な周知期間を確保することにより、賃借人との間のトラブルを避け、円滑に賃借料の改定を行うことができた。</p> <p>また、平成27年10月に予定されている消費税増税の際に、再度の変更契約が不要となるよう条文を工夫して定めたことで、事務の効率化を図ることができた。</p>

<暴力団排除の取組>

取組内容	成果、効果
<p>○ 暴力団等排除の取組として、平成25年度に新たに入居した転借人1件、後継賃借人1件に対して暴力団等に関わりがないか国を通じて福岡県警に照会を行うことにより、適切に対応している。</p> <p>なお、残りの全賃借人については、平成24年度に照会済みである。</p>	<p>○ 照会の結果、暴力団に関わりがないことが分かり、健全に事業を継続することができた。</p>

(1) 業務の確実な実施 ②民家防音工事補助事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

- ② 民家防音工事補助事業については、騒防法に基づく国からの補助事業として、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進すること。

【中期計画】

- ② 民家防音工事補助事業
 - 次の取組を行い、事業を着実に推進します。
 - イ 関係自治体の広報誌等への事業案内の掲載やパンフレット等の配布により情報提供を行い、円滑な事業執行に努めます。
 - ロ 事務処理の効率化等を図ります。

【年度計画】

- ② 民家防音工事補助事業
 - 次の取組を行い、事業を着実に推進します。
 - イ 関係自治体と緊密な連携をとり、広報誌等への事業案内の掲載やパンフレット等の配布により情報提供を行い、円滑な事業執行に努めます。
 - ロ 事務処理の効率化等を図ります。

年度計画における目標設定の考え方

関係自治体と緊密な連携をとり、市町が発行している広報誌等への掲載やパンフレット等の窓口への配布など協力を求め、事業の広報に努めるとともに、事務処理の効率化によるサービスレベルの向上により事業の着実な推進を図る。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<事業実施状況>

取組内容	成果、効果
○ 民家防音工事補助事業については、申請・相談等に対し適切に対応し、円滑な事業の実施に向けて取り組んだ。 (実施件数等は別表のとおり)	○ 防音工事は住民からの相談が3件あったが、相手方の都合により、申請には至らなかった。 ○ 空調機器更新工事は、363件471台実施し、空港周辺住民の生活環境の改善に資することが出来た。

<予算執行状況>

区 分	予 算		実 績		不用額 (千円)	執行率 (%)	備 考
	件数・台数	金額 (千円)	件数・台数	金額 (千円)			
防音工事 (未実施)	4件	8,968	0件	0	8,968	0	
防音工事 (告示日後)	4件	11,520	0件	0	11,520	0	
更新工事①	422台	55,282	210台	17,413	37,869	31.5	
更新工事① (告示日後)	25台	3,275	15台	1,094	2,181	33.4	
更新工事②	213台	27,903	196台	16,397	11,506	58.8	
更新工事② (告示日後)	62台	8,122	2台	139	7,983	1.7	
更新工事③	954台	124,974	48台	4,765	120,209	3.8	
事務費		15,151		8,810	6,341	58.1	
合 計	1,684	255,195	471	48,617	206,578	19.1	

○不 用

(主な理由)

不用額が生じたのは、防音工事の相談はあったが相手方の都合により申請に至らず、結果的に実績が0件であったこと。更新工事において、計画していた公営集合住宅の取下げや対象世帯が減じたことによる。

(内訳)

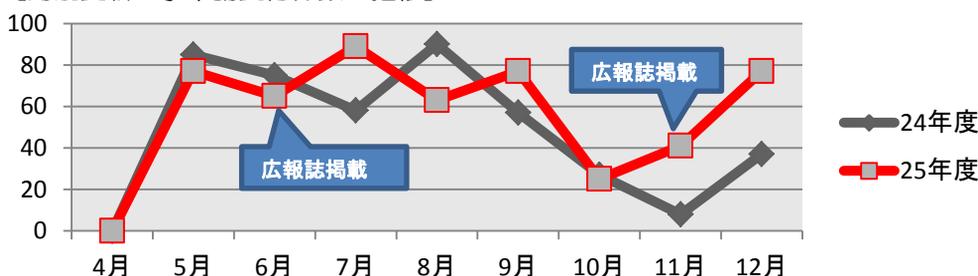
- ・防音工事の減 約 20,000千円
- ・公営集合住宅更新工事の取下げ等 (988台→43台) 約 124,000千円

※取下げとなった公営集合住宅にかかる空調機の更新については、市の負担により実施されており、住民の負担はありません。

<関係自治体との連携等による事業の広報及び情報提供>

取組内容	成果、効果
○ 関係自治体の担当者を対象に、福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議（平成25年4月19日）を開催し、事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行った。 ○ 関係自治体が発行している広報誌へ事業案内の記事を2回掲載した。 ○ 民家防音事業のパンフレット等を関係自治体窓口から住民への配布を行った。	○ 毎年、事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行うことで、事業の受付窓口の担当者に事業制度や手続き方法等について理解を深めていただき、円滑な事業執行を行うことが出来た。 ○ 広報誌による事業案内後は、申請件数が増え、一定の効果が見られた。

【月別更新工事申請受付件数の推移】





当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<苦情、相談等への対応>

取組内容	成果、効果
○ 平成25事業年度において1,033件の問い合わせ等があり、迅速かつ適切な対応に努めた。 (問い合わせ内容別件数等は別表のとおり)	○ 苦情や問い合わせ等へ適切に対応することにより、円滑に事業を遂行することができた。なお、10件の方から直接感謝の言葉をいただいた。

【参考：問い合わせ集計表】(H25年度)

○問合せ者・問合せ内容別件数

区 分		H25		
問合せ者	1	国県市町	239	23.1%
	2	本人・親族等	626	60.6%
	3	家主・管理者等	60	5.8%
	4	その他(工事業者など)	108	10.5%
		計	1,033	100.0%
問合せ内容	1	対象室・台数の確認	347	33.6%
	2	制度説明	541	52.4%
	3	修理業者の紹介	45	4.4%
	4	その他	100	9.7%
		計	1,033	100.0%

※問い合わせについては、その都度対応し解決済みであり、継続案件はありません。

○月別件数推移

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H25	50	100	153	183	124	62	58	99	95	49	24	36	1,033

<事務処理の効率化>

取組内容	成果、効果
○ 実施した工事関係書類を電子化して防音工事システムと連動させることにより、住民からの問合せに迅速に対応できるようにしている。 ○ 申請書類の見直しを行い、分かりやすい表現に修正するとともに、不要な項目を減らすなどの簡素化を行い、申請者の負担軽減及び誤記入防止を図った。	○ 事務処理時間の短縮及びサービスレベルの向上を図ることができた。

(1) 業務の確実な実施 ③移転補償事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

- ③ 移転補償事業については、騒防法に基づく事業として、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進すること。

【中期計画】

③ 移転補償事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

- イ 移転対象物件の照会や申請、境界画定、建物撤去等に至るまでの数々の相談に対し、申請者に対して懇切、丁寧な対応を行い、円滑な事業執行に努めます。
- 事務処理の効率化等を図ります。

【年度計画】

③ 移転補償事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

- イ 移転対象物件の照会や申請、境界画定、建物撤去等に至るまでの数々の相談に対し、申請者に対して懇切、丁寧な対応を行い、円滑な事業執行に努めます。
- 事務処理の効率化等を図ります。

年度計画における目標設定の考え方

移転対象物件の照会や申請、境界画定、建物撤去等に至るまでの数々の相談に対し、申請者に対して懇切、丁寧な対応を行い、円滑な事業執行に努めるとともに、事務処理の効率化及び業務の適切な執行を図る。



当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<事業実施状況>

取組内容	成果、効果
○ 上半期において集中的に土地測量、建物調査、土壌汚染状況調査及び不動産鑑定評価を実施し、その結果に基づき、契約予定月を定め契約交渉を進めることにより、円滑かつ効率的に事業を実施した。 (実施件数等は別表のとおり。)	○ 一部については、申請者の都合により申請の取り下げや翌年度への繰り越しとなったが、その他すべての物件8件について年度内に移転を完了することができた。また、申請者からは、速やかに売買契約を結べたことについて、評価をいただいた。

別表

番号	物件の所在地	区域	実測面積 (㎡)	建物補償対象物件	契約予定	契約月	備考
—	福岡市東区社領2丁目	3	1,386.86		10月	10月	平成24年度繰越分
—	福岡市博多区立花寺1丁目	3	3,218.63		12月	12月	平成24年度繰越分
1	福岡市博多区西月隈5丁目	2	747.07		12月	12月	
2	福岡市東区筥松2丁目	2	139.64	○	12月	12月	
3	福岡市博多区月隈5丁目	3	565.14		12月	12月	
4	福岡市東区社領2丁目	2	63.69	○	1月	1月	
5	福岡市博多区月隈3丁目	2	144.06		12月	12月	
6	福岡市博多区西月隈3丁目	2	150.71		12月	12月	
7	福岡市東区筥松2丁目	2	265.35		2月	2月	
8	福岡市東区社領2丁目	2	—		1月	平成26年度	申請者都合
9	福岡市東区筥松2丁目	2	—	○	2月	平成26年度	申請者都合
10	福岡市東区社領2丁目	3	1,140.28		3月	3月	
11	福岡市博多区月隈3丁目	3	—	○	3月	3月	移転は平成26年度予定
12	福岡市博多区西月隈5丁目	2	—	○	3月	平成26年度	申請者都合
13	福岡市博多区月隈3丁目	2	—		3月	平成26年度	申請者都合
14	福岡市博多区月隈5丁目	3	—		3月	平成26年度	申請者都合
15	福岡市東区郷口町10番	2	—	○	3月	平成26年度	申請者都合
計			7,821.43				

<予算執行状況>

○平成25年度の契約実施状況

区分	予算			実績			翌年度繰越額 (千円) ③	不用額 (千円) ①-②-③	執行率 (%)
	件数	土地面積 (㎡)	金額 (千円) ①	件数	土地面積 (㎡)	金額 (千円) ②			
土地の買入れ	4	4,903.98	1,323,322	8	3,215.94	572,028	416,400	334,894	翌年度繰越分を含め、H25度の予算は74.7%
建物等の移転補償 (4件の内2件)				(8件の内2件)					
前年度からの繰越	2	4,605.49	909,887	2	4,605.49	852,282	—	57,604	—
移転補償事業計	6	9,509.47	2,233,209	10	7,821.43	1,424,310	416,400	392,498	63.8%

※面積については、公簿と実測面積の乖離が大きいことから、土地取得分のみ表記。

○繰越

(主な理由)

境界画定のために、申請者及び申請地隣接者などに対し、仲介・助言など行ったが合意に至らず、繰越となった。

(内訳)

・境界画定の難航など 6件 1,572.07㎡ 約 416,400千円

○不用

(主な理由)

移転補償実施を予定していた申請者の移転先選定が困難となり、申請取り下げがあったため。

(内訳)

・移転補償等事業申請取り下げに伴う差金など 約 334,894千円

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<申請等に係る事前の照会・相談の対応状況>

取組内容	成果、効果
○ 移転補償事業の可否に関する照会や、申請者に対する移転補償完了（境界画定や建物撤去等）に至るまでの数々の相談に対し、適切な対応を行った。	○ 事前の相談や、申請者の申請後の問い合わせ等59件に対し適切に対応した結果、円滑に年度内の事業を推進することができた。 特に、消費税増税による駆け込みの影響で、不動産（新築）売買が活発化したことにより、移転補償の手続きに必要な法務局の登記処理や各自治体の道路管理者との境界立会日調整は、例年以上に時間を要することがあったが、申請者に対し丁寧に説明をすることにより、理解を得ることができた。

【参考：照会・相談の内訳】

対象の有無	移転計画	相続	境界画定	撤去	撤去業者 斡旋	その他	計
27 件	4 件	3 件	3 件	13 件	4 件	5 件	59 件

※照会・相談については、その都度対応し解決済みであり、継続案件はありません。

<事務処理の効率化>

取組内容	成果、効果
○ 複数の物件の土地測量、建物調査、土壌汚染状況調査及び不動産鑑定評価を集中的に発注した。 ○ 交渉、境界確認等を複数件同日に行うことにより、業務時間の短縮・交通費の削減を図った。 ○ 各業務のスケジュールを擦り合わせることで、業務時間の短縮を図った。	○ 各種調査等を集中的に発注することにより、一般管理費等の間接経費を削減した。 ○ 全体スケジュール管理を着実に行うことにより、経費の削減及び業務時間の短縮を図るとともに、円滑かつ効率的に事業を推進することができた。

<広報及び情報提供>

取組内容	成果、効果
○ 事業制度を周知するため、福岡市及び大野城市の広報誌を活用し、移転補償事業制度の周知を図った。	○ 移転補償事業の周知を図った結果、移転補償対象地外の地権者からも問い合わせがある等、広報による効果がみられた。



(1) 業務の確実な実施 ④緑地造成事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

- ④ 緑地整備については、騒防法に基づく事業として、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進すること。

【中期計画】

④ 緑地造成事業

第三種区域における緩衝帯としての緑地整備について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進します。

【年度計画】

④ 緑地造成事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

- イ 買収済みの土地約0.4haについて造成・植栽を実施します。
- ロ 事務処理の効率化等を図ります。

年度計画における目標設定の考え方

緑地整備については、設計図書の高品質確保のため設計業務のチェックリストを作成する等、事務処理の効率化及び業務の適切な執行を図る。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<事業実施状況>

取組内容	成果、効果
○ 国が移転補償跡地として買収した土地について、国からの委託を受け、年度計画どおり約0.4ha(3,560㎡)の造成・植栽を着実に実施した。	○ 緩衝緑地帯を整備することで、緑地がもつ、騒音及び排気ガスの低減・緩和機能や修景機能により、周辺住民の生活環境の改善に寄与することができた。

※福岡空港周辺における緑地等において、開放型の公園等については自治体が整備しております。機構が整備する緑地は周辺住民から治安・管理に対する要望も踏まえ、国との委託契約に基づき閉鎖型として進めております。

<予算執行状況>

区分	予 算			実 績			不用額(千円)	執行率(%)	備 考
	件数	面積(ha)	金額(千円)	件数	面積(ha)	金額(千円)			
緑地造成事業	2	0.36	59,565	2	0.36	27,728	31,837	46.6	計画されていた事業は100%執行

○不 用

(主な理由)

測量設計業務及び緑地造成工事において、予定価格を大幅に下回る低入札での契約となり、入札差金が発生したため。

(内訳)

- ・入札差金 約 17,000千円

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<地元及び関係機関との調整>

取組内容	成果、効果
○ 測量設計時に地元自治会と3回、造成した緑地の管理者となる空港事務所と2回の調整を行い、また、緑地造成工事時に地元自治会及び空港事務所との調整を各1回行い、意見や要望の把握に努めた。	○ 設計及び工事に係る調整を綿密に行い、地元及び管理者の意見等を反映させることにより、事業を円滑かつ着実に推進することができた。

【年間実施状況】

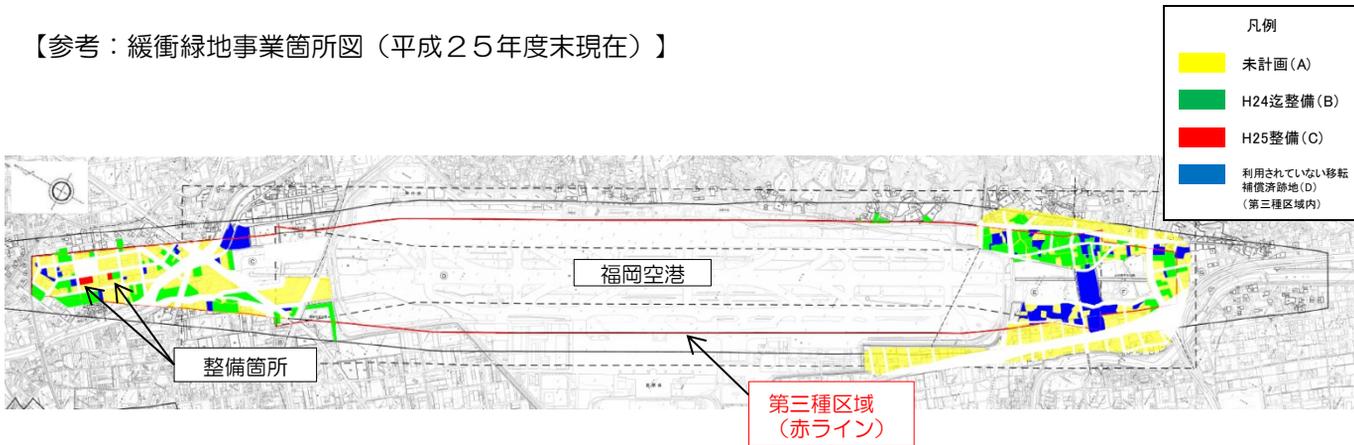
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
地元調整		◎事業説明	◎測量設計説明		◎設計協議				◎工事説明			完成報告◎
空港事務所調整			◎測量設計説明		◎設計協議				◎工事説明			完成報告◎
緑地造成事業			← 測量設計業務 →					← 緑地造成工事 →				

* 1マスが約1週間となります。

<事務処理の効率化>

取組内容	成果、効果
○ 設計業務のチェックリストを作成し、検討項目の漏れ防止と共に、作業工程の進捗状況の把握を行い、適切な管理に努めた。	○ 設計図書の品質が確保されるとともに、業務時間の短縮が図られ、業務を確実かつ効率的に執行することができた。

【参考：緩衝緑地事業箇所図（平成25年度末現在）】



(単位：ha)

整備対象面積 ①(A+B+C+D)	うち移転跡地 ②(B+C+D) ※1	平成24年度末 整備済面積 (B)	平成25年度		未計画面積	
			整備面積(C) 整備済面積(B+C)	進捗率 (%)	(B+C)/① (B+C)/②	面積 (ha)
55.10	25.91	17.26	0.36 17.61	32.0% 68.0%		37.49 8.30

※1 平成25年度末時点の移転補償済み全体積から公園や再開発整備等に利用されている面積を除いた値。

(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ①国及び関係自治体との連携

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。

① 国及び関係自治体との連携

空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制の確保を図ること。

【中期計画】

(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の取組を行います。

① 国及び関係自治体との連携

イ 出資者である国・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」の開催や業務の調整及び意見交換のための会議の開催等を通じて、十分な意思疎通を図ります。

ロ 機構が行う周辺環境対策の見直し等にあたって、国との密接な連携のもと、関係自治体と十分な意思疎通を図ります。

【年度計画】

(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

① 国及び関係自治体との連携

イ 国・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」の開催や業務の調整及び意見交換のための会議の開催等を通じて、国及び関係自治体との十分な意思疎通を図ります。

ロ 機構が行う周辺環境対策の見直し等にあたって、国との密接な連携のもと、関係自治体と十分な意思疎通を図ります。

年度計画における目標設定の考え方

出資者である国・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」や業務の調整及び意見交換のための会議を必要に応じて開催し、業務の運営状況や事務・事業の見直しの取組状況等の報告及び意見交換を行うことにより、国及び関係自治体と十分な意思疎通を図る。

また、機構が行う周辺環境対策の見直し等にあたって、国との密接な連携のもと、関係自治体と十分な意思疎通を図る。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<連絡協議会>

「連絡協議会」を2回開催し、平成24事業年度事業実績及び平成25事業年度事業実施状況等の説明を行い、事業が円滑かつ効果的に実施出来るよう、国及び関係自治体と意思疎通を図った。

加えて、福岡空港の民間委託を行うこととなる際に、新たな空港運営主体に業務移管する方向で検討が進められていることを踏まえ、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営に関する法律」についての意見交換を行い、機構を取り巻く情勢について理解を深めていただくなど、関係機関との意思疎通と連携の強化を図ることができた。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

○1回目（H25.8.30）の議題

（1）平成24事業年度事業実績及び評価（2）平成25事業年度事業実施状況（3）平成26事業年度予算概算要求（4）第2期中期目標期間業務実績評価（5）民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の概要説明（6）事業概要パンフレットの紹介

○2回目（H26.3.28）の議題

（1）平成25事業年度事業実施状況（2）平成26年度計画（案）（3）平成26事業年度予算実施計画（案）（4）空港周辺整備機構ホームページへのリンク設定のお願い

<連絡協議会以外の会議>

「連絡協議会」以外にも国や関係自治体等との会議に参加し、機構を取り巻く情勢や今後の福岡空港における周辺環境対策などについて、意見交換及び情報の共有を行い、円滑な事業の推進に向けて意思疎通と連携の強化を図った。

○連絡協議会以外の関係自治体等との会議と出席団体等

- ・福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議（関係自治体^(※)、機構）
開催 1回（H25.4.19）
→事業対象地域の関係自治体担当者に対し事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行い、制度・手続き方法等について深く理解していただいた。
- ・福岡空港周辺における課題等に関する意見交換会（分科会）（国、福岡県、福岡市、機構）
開催 1回（H25.8.1）
→福岡空港周辺のまちづくり（移転補償跡地活用策）に関して、今後の課題等について意見交換及び情報の共有を図った。
- ・福岡空港のまちづくり（移転補償跡地活用策）等に係るWG（国、福岡県、福岡市、機構）
開催 6回（H25.4.18、H25.5.8、H25.6.18、H25.8.1、H25.10.31、H26.1.30）
→福岡空港周辺のまちづくり（移転補償跡地活用策）に関して、今後の課題等について担当者レベルでの詳細な意見交換及び情報の共有を図った。
- ・福岡空港環境整備連絡調整会議（国、関係自治体^(※)、福岡空港ビルディング(株)、（一財）空港環境整備協会、機構 他）
開催 1回（H25.11.13）
→空港環境整備協会が実施する環境整備事業の報告及び計画について説明を受けるとともに、各種騒音対策の意見交換及び情報の共有を図った。
- ・地域対策協議会総代会（福岡空港地域対策協議会、国、福岡県、福岡市、福岡空港ビルディング(株)、機構 他）
開催 1回（H25.5.12）
→地域対策協議会の活動報告や質疑応答などを通じ、国や機構等に対する要望を把握するとともに、関係行政機関と情報の共有を図った。
- ・上臼井・下臼井特別委員会（上臼井・下臼井地区の自治会、国、福岡県、福岡市、福岡空港ビルディング(株)、機構 他）
開催 2回（H25.6.6、H26.2.6）
→福岡空港に隣接する地域の自治会に対し、地域に関連した空港整備事業等を説明・報告する場に参加し、関係行政機関と情報の共有を図った。
- ・福岡空港公害対策協議会との事務協議（福岡空港公害対策協議会、国、福岡県、福岡市、機構）
開催 2回（H25.11.6、H25.11.29）
→公害対策協議会と関係行政機関（国、県、市）との協議に出席し、国や機構等に対する要望・要求を把握するとともに、関係行政機関と情報の共有を図った。

(※) 関係自治体・・・福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町

(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ② 広報活動の充実

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性を確保する観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報に努めること。

【中期計画】

② 広報活動の充実

機構の事務・事業の運営状況について、透明性を確保する観点から、より一層の広報の充実に努めます。

- イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表します。
- ロ ホームページの内容について、利用者にわかりやすい表現を心がけ、常に最新の情報に更新します。
- ハ 関係自治体と連携を図り、パンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行います。

【年度計画】

② 広報活動の充実

- イ 事務・事業の運営の透明性を確保するため、ホームページにて、公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供及び毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などの公表を行います。
- ロ ホームページの内容について、利用者に分かりやすい表現を心がけ、常に最新の情報に更新します。
- ハ 関係自治体と連携を図りパンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行います。

年度計画における目標設定の考え方

ホームページにて、公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供及び毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などの公表を行うことにより、業務運営の透明性を確保する。また、ホームページの内容について、より国民の理解が得られるよう分かりやすい表現を心がけるとともに、常に最新の情報に更新する。

関係自治体と緊密な連携を図り、パンフレットの配布や自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を、引き続き着実に実施する。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<ホームページ>

- 平成24事業年度の財務諸表、業務実績評価結果、公共工事に係る発注情報や契約結果情報などの公表を速やかに行うことにより事業運営の透明性を確保している。

【参考：平成25年度におけるホームページの掲載状況】

■独立行政法人通則法に基づく公表

- ・H25.4.8 第3期中期目標、第3期中期計画、平成25年度計画
- ・H25.7.1 役職員の報酬・給与等の水準の公表（平成24年度給与水準）
- ・H25.7.5 第2期中期目標期間事業報告書
- ・H25.8.14 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（平成25年度）
- ・H25.9.26 財務情報（平成24年度）
- ・H25.9.26 平成24事業年度業務実績報告書、平成24事業年度評価調書、第2期中期目標期間評価調書
- ・H25.10.2 役員の経歴等（H25.10.1現在）



当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

■各種事業

- ・H25.4.1 空気調和機器更新工事における申込締切日のお知らせ
- ・H25.4.1 民家防音工事における申込締切日と工事スケジュールのお知らせ
- ・H25.4.1 民家防音事業における説明パンフレットの掲載（平成25年度版）
- ・H25.4.1 民家防音事業における申込書入手窓口の修正
- ・H25.4.1 航空機騒音の評価指標の変更（WECPNLからLden(エルデン)へ）に伴う解説図面の修正

■契約関係

- ・独立行政法人空港周辺整備機構契約事務取扱細則に基づく発注情報の公表（入札公告・開札結果）
- ・平成25年度公共工事の発注見直し
- ・契約結果の情報
- ・平成25年度契約監視委員会の審議概要
- ・平成24年度における随意契約見直し計画のフォローアップ

- ホームページの改善にあたっては「ホームページの充実等に関する検討会」を平成25年8月に立ち上げ、検討会を4回開催し、ホームページ全体の見直しに向けた検討を行い、平成25年11月・12月及び平成26年5月に改修を行った。

【主な改修】

- ・ホームページ全体の幅が狭く端に寄っていたため、全体を中央に寄せて見やすい画面とした。
- ・民家防音事業の申込書について、HPからもダウンロード出来ることを明確にした。
- ・「ご意見・ご提案」のフォームについて、不必要な入力項目を削除して匿名性を高めるとともに、「お問合せ」のフォームについても不必要な入力項目を削除するなど見直しを行った。

※参考（月別アクセス件数）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均
2,597	2,503	2,600	2,514	2,642	2,874	2,259	2,047	2,198	1,983	2,194	2,356	28,767	2,397

- 連絡協議会を活用して、関係自治体のホームページから機構のホームページへリンクできるよう協力を依頼し、福岡県・福岡市・太宰府市のホームページでリンクを張っていただいている。平成26年3月28日の連絡協議会においても、その他関係自治体にホームページでリンクを張って頂くよう依頼した。

<パンフレットの配布>

- 航空機騒音の評価指標の変更（WECPNLからLden(エルデン)へ）に伴うパンフレットの修正を行い、これを3,000部製作した。このうち1,600部について、連絡協議会を活用し関係自治体窓口での住民への配布を依頼して、住民への周知を図った。

<自治体広報誌への情報掲載状況>

- 民家防音工事の助成について、関係自治体へ依頼し上・下半期にそれぞれ1回ずつ広報誌に掲載した。また、移転補償事業についても関係自治体の広報誌に掲載を行い、住民への周知を図った。



(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ③地域への啓発活動

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

③ 地域への啓発活動

空港と周辺地域の共生を図るため、次の取組を行い、地域の理解を得るよう努めます。

- イ 環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応します。
- 空港で開催されるイベントや国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」等の場を活用し、積極的に啓発活動を行います。

【年度計画】

③ 地域への啓発活動

- イ 周辺地域や教育機関等から環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応し、空港周辺環境対策の理解を深めていただくよう努めます。
- 空港で開催されるイベントや「連絡協議会」等を活用して、積極的に啓発活動を行います。

年度計画における目標設定の考え方

空港周辺環境対策について、周辺地域や教育機関等から環境学習や見学の要望があった場合は懇切丁寧に対応し、機構の事業への理解を深めていただくよう努める。
また、空港で開催されるイベントや「連絡協議会」等を活用して、引き続き積極的に啓発活動に努める。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<環境学習・見学の受入>

- ホームページに掲載している「校外学習」の募集案内について、分かりやすい内容に改修するとともに、平成26年度からは出前講座の実施についても案内を行った。
- 教育機関が行う環境学習の機会を通じて、空港周辺環境対策及び機構の事業についての理解を深めていただくため、福岡空港周辺にある4つの市立中学校を訪問し、「校外学習」の実現に向けた調整に取り組んだ結果、席田中学校1年生の「職場訪問」の学習先の一つに決まり、平成26年2月27日に生徒7名に対し中学生向けに新たに作成した学習資料を用いて、空港周辺環境対策全般及び機構の事業の概要について校外学習を実施した。

職場訪問後には、席田中学校の校長先生及び職場訪問に参加した中学生から「機構の役割がよくわかり勉強になった」などの感想を綴ったお礼の手紙をいただいた。

<啓発活動>

- 福岡空港で開催された「空の日」のイベント（平成25年10月13日開催）に参画し、小学生やその保護者等約300名を対象としたバスツアーを活用して、子どもにも分かり易い資料を用いて機構の事業内容とその趣旨について説明するとともに、機構のパンフレット及びノベルティを配布し、参加者への啓発活動を行った。

(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

④ 地域住民のニーズの把握

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

④ 地域住民のニーズの把握

機構に寄せられた質問・意見については、整理・分析を行い、地域住民のニーズの把握に努めます。

【年度計画】

④ 地域住民のニーズの把握

機構に寄せられた質問・意見について、整理・分析を行い、地域住民のニーズの把握に努めます。

年度計画における目標設定の考え方

ホームページや電話等により寄せられた、質問・意見について、整理・分析を行い、地域住民のニーズの把握に努める。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

【ご意見・ご提案及びお問合せ】

- ホームページに「機構へのご意見・ご提案」及び「お問合せ」窓口を設けて意見募集を行った。
- 機構のパンフレットの裏表紙に「ご意見・ご提案募集」について大きく表示し、関係自治体の住民窓口において住民へ配布することにより、幅広く意見等の募集を行った。
- ご意見・ご提案をお寄せ頂きやすくするため、ホームページの記載フォームの改善を行った。
- 平成25年度においては5件の問合せが寄せられ、これらについては適切に対処した。
※主な問合せ内容：
 - ・空調機器更新工事補助事業に係る周辺住民からの補助対象の可否
 - ・再開発整備事業に係る周辺事業者からの土地貸付の可否
 - ・航空機に対する騒音苦情 など

【地域住民等とのコミュニケーション】

- ホームページによる意見はなかったが、地域住民の方々や各種団体と日頃から業務を通じてコミュニケーションを図っており、その中で得た意見等を反映しながら業務を遂行している。
- 上記コミュニケーションを図った結果、再開発整備事業における貸付施設に起因する周辺への影響（一部未舗装の貸付駐車場から発生する砂埃の近隣への悪影響）を把握することができ、迅速な対応を行うことができたことから、学校関係者を含む住民の方々から感謝されるとともに、地域の発展のために行っている再開発整備事業についての理解を得ることができた。

2. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営の効率化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)(以下「見直しの基本方針」という。)等で示された事務・事業の見直し及び組織の見直し等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、組織のスリム化及びコスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ること。

(1) 組織運営の効率化

福岡空港の周辺環境対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、見直しの基本方針を着実に実行すること。

また、将来の事業見込み等にも留意しつつ、効率的な事業執行を図るための組織・定員の見直しを行うこと。

【中期計画】

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)等で示された事務・事業の見直し及び組織の見直し等及びこれまでの取組を継続して行うことにより、組織運営及び業務運営の効率化を推進して事業の進捗を図ります。

(1) 組織運営の効率化

福岡空港の周辺環境対策に係る社会的ニーズに的確に対応するため、機動的かつ柔軟な組織運営を図るものとし、中期目標期間の最終年度までに、次の取組を行い、組織・定員の見直しを図ります。

- イ 専門職種の有機的な連携及び組織の効率化を図るために、現在の事業三課体制を二課体制へ見直します。
- ロ 管理業務の効率化を図ることにより、管理要員の定員を見直します。
- ハ 将来の事業見込み等にも留意しつつ、更なる組織運営の効率化に努めます。

【年度計画】

(1) 組織運営の効率化

- イ 事業三課体制を二課体制へ見直すために必要となる専門職種の有機的な連携及び組織の効率化の方策について検討を行います。
- ロ 管理要員の定員を見直すための方策について検討を行います。
- ハ 将来の事業見込み等にも留意しつつ、更なる組織運営の効率化の可能性について検討を行います。

年度計画における目標設定の考え方

- イ 事業三課体制を二課体制へ見直すために必要となる業務見直しや効率化等の方策について検討を行う。
- ロ 管理要員の体制を見直すための業務の効率化等の方策について検討を行う。
- ハ 将来の事業見込みや機構を取り巻く状況の変化に留意しつつ、更なる組織運営の効率化の可能性について検討を行う。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

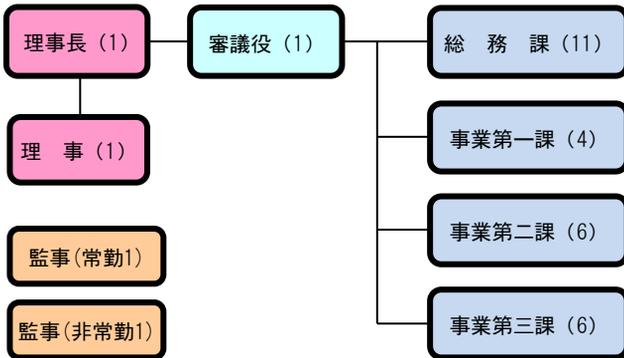
- 課の統合・再編、管理要員の体制の見直し及び更なる組織運営の効率化の可能性の検討については、将来の事業見込みや機構を取り巻く状況の動向に留意しつつ、現中期目標期間中に見直すために検討会を設置し、今後の取組について具体的な検討を2回行った。
- 検討会の内容を踏まえつつ、平成26年度当初から事業課事務室の仕切りを取り外しワンフロアー化するとともに、専門職種の有機的な連携を図るため事業課の職員を他の事業の業務に兼務させるなど、業務見直し等の環境の整備に向けた準備に取り組んだ。



【参考】現在の組織図

平成25年度
(平成26年3月31日現在)

理事長	1
理事	1
監事(常勤・非常勤)	2
職員	28
合計	32



※平成24年7月の旧大阪国際事業本部廃止以降変更なし



(2) 人材の活用

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 人材の活用

福岡空港の周辺環境対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、職員の能力開発の促進により、組織の一層の活性化を図ること。

【中期計画】

(2) 人材の活用

- イ 人材の活用については、出資者である国及び地方公共団体との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保します。
- ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の能力開発を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図ります。

【年度計画】

(2) 人材の活用

- イ 出資者である国及び地方公共団体と綿密な人事調整を行い、事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材の確保に努めます。
- ロ 職員の能力開発を促進するため、外部講師等による研修を実施するとともに、外部研修等への参加を促進します。

年度計画における目標設定の考え方

- イ 派遣元との綿密な人事調整により、専門的能力及び知識を有する役職員の確保に努める。
- ロ 職員の能力開発促進のため、外部講師等による研修を実施し研修効果の把握にも努めるとともに、外部研修等への参加を促進し職員研修内容の充実を図る。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<人事調整>

- 事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材を確保するため、出資者である国（航空局）及び地方自治体（福岡県・福岡市）と、適時人事調整を行った。特に大井その1の計画的な修繕工事を円滑に実施するため、福岡市に対し事務職に替えて電気技術職員の派遣を要請していたところ、平成26年度に配置（振替）されることとなった。

<研修の実施>

- 内部研修としては平成25年5月17日に新規採用（出向）職員研修を行い、新規出向者（10名）が機構の概要・各課の事業概要など、新人としての基本的な知識を学習した。また、平成25年10月9日にハラスメント防止研修を行い、セクシャルハラスメント防止やパワーハラスメント防止の基本的な知識を学習した。（参加者29名）
さらに、平成26年1月21日に人権・同和研修を行い、人権施策・同和对策に対する基本的な知識を学習（参加者26名）するなど、職員のスキルアップ・意識改善を図った。なお、研修の効果把握に関するアンケートを行った結果、概ねの職員が研修内容に満足との意見で、自身の知識や能力の向上に役だったとの回答であり、研修の趣旨である職員のスキルアップ・意識改善に一定の効果が見られた。

【外部研修への派遣】13研修

- ・公文書管理研修Ⅰ（国立公文書館：H25.6.19）
- ・衛生推進者養成講習（福岡中央労働基準協会：H25.7.29）
- ・企業会計〔基礎〕研修（国交省：H25.9.30～H25.10.4）
- ・空港環境対策関係担当者研修（空港環境整備協会：H25.10.16～H25.10.18）
- ・施設管理者のための技術研修会（福岡市：H25.11.18）
- ・企業会計〔応用〕研修（国交省：H25.12.16～H25.12.20）

など



(3) 経費の効率的な執行 ①事業費の抑制

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(3) 経費の効率的な執行

① 事業費の抑制

事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成24年度の福岡空港事業本部分）比で5%程度に相当する額を削減すること。

【中期計画】

(3) 経費の効率的な執行

① 事業費の抑制

事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成24年度の福岡空港事業本部分）比で5%以上に相当する額を削減します。

【年度計画】

(3) 経費の効率的な執行

① 事業費の抑制

事業費について、引き続き事業執行方法の効率的及び合理的な執行に努め、中期計画で定められた削減率の達成を目指します。

年度計画における目標値設定の考え方

事業費の抑制については、これまで民家防音工事補助事業の定額制の導入や業務執行方法を効率化するなど削減に努めてきたところであるが、引き続き効率的かつ合理的な執行に努め、事業費の抑制を図る。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

- 事業費については、引き続き適正な競争入札に向けた取組を行うなど、効率的な事業の執行に努めることで、平成24年度と比し0.9%に相当する予算額を削減した。なお、決算額では13.2%の削減となっている。

（単位：千円）

事業名／年度	24年度		25年度				不用額
	予算額	決算額	予算額	決算額	対24比		
					予算額比	決算額比	
民家防音事業	168,875	57,321	255,195	48,617	51.1%	▲15.2%	206,578
移転補償事業	1,325,852	1,214,380	1,323,322	988,428	▲0.2%	▲18.6%	334,894
緑地造成事業	56,828	26,563	59,565	27,728	4.8%	4.4%	31,837
再開発整備事業	498,113	326,112	379,888	319,095	▲23.7%	▲2.2%	60,793
業務外支出	98,220	95,259	111,557	108,588	13.6%	14.0%	2,969
合計	2,147,888	1,719,635	2,129,527	1,492,456	▲0.9%	▲13.2%	637,701

※1 前年度からの繰越、管理勘定への繰入は含まない。

※2 予算額・決算額合計については、端数処理の関係で合致しない場合がある。

※3 平成24年度の予算額及び決算額は、大阪国際空港事業本部分を除く。

※4 平成25年度決算額は、翌年度への繰越額を合算している。

- 事業費全体での不用額は約638百万円となっており、主な理由としては移転補償事業申請者の移転先選定困難による申請の取り下げ約335百万円、民家防音事業の集合住宅更新工事の取下げ約124百万円である。

また、移転補償事業において境界画定の遅れなどにより約416百万円を繰り越している。

- 経費節減効果としては、一般競争契約に積極的に取り組んだ結果、入札差金として約44百万の節減を図ることができた。



(3) 経費の効率的な執行 ②一般管理費の抑制

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成24年度の福岡空港事業本部分）比で15%程度に相当する額を削減すること。

【中期計画】

② 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成24年度の福岡空港事業本部分）比で15%以上に相当する額を削減します。

【年度計画】

② 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務の見直し及び簡素化を推進するなど業務運営の効率化を図ることにより、中期計画で定められた削減率の達成を目指します。

年度計画における目標値設定の考え方

業務の見直しや簡素化、事務経費の削減等を推進することにより、引き続き一般管理費の削減に努め、中期計画で定められた削減率の達成を目指す。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

- 一般管理費については、平成24年度では7月に大阪国際空港事業本部を廃止したほか、10月から事務所賃料の引き下げなどを行ったところであるが、平成25年度においても継続して節減に取り組むことで、平成24年度と比し11.7%に相当する予算額を削減した。なお、決算額では7.3%の削減となっている。

（単位：千円）

事業名／年度	24年度		25年度			不用額	
	予算額	決算額	予算額	決算額	対24比		
					予算額比		決算額比
物件費	96,620	64,267	85,337	59,544	▲11.7%	▲7.3%	25,793

※ 平成24年度の予算額及び決算額は、大阪国際空港事業本部分を除く

- 一般管理費全体での不用額は約26百万円となっている。

【主な取組】

- ・事務諸費の節減（購入備品の精査、空調機の適正な温度管理の徹底等）
- ・パック旅行の推進による旅費の節減 など

(4) 契約の見直し

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(4) 契約の見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図ること。

【中期計画】

(4) 契約の見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を踏まえて取り組んできましたが、引き続き適正な契約執行及び情報公開の充実に努め、競争性及び透明性の確保を図ります。

【年度計画】

(4) 契約の見直し

契約については、引き続き「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を踏まえた取組を行い、競争性及び透明性の確保を図ります。

イ 随意契約については、平成22年5月に策定した「随意契約等見直し計画」に沿った取り組みを引き続き実施し、その取り組み状況を公表します。

ロ 一般競争入札等の競争性のある契約について、仕様書等の見直し・入札参加要件の緩和・入札結果の公表等を引き続き実施し、競争性・透明性が十分に確保されるよう努めます。

ハ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について重点的にチェックを受け、その結果を公表します。

年度計画における目標設定の考え方

平成21年11月に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直し」に基づき、当機構において策定した「随意契約等見直し計画」に沿った取り組みを実施しており、平成25年度においても引き続き同様の取り組みを実施する。

また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）等を踏まえ、競争契約を含めた契約の適正化に向けた取り組みを引き続き推進していく。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 平成22年5月に「随意契約等見直し計画」を策定し、同計画に沿った取り組みを平成25年度においても引き続き実施した。
- 平成25年7月に「契約監視委員会」を開催し、平成24年度に締結した競争性のない随意契約及びその点検対象となる契約について、「随意契約等見直し計画」の取組内容を含めて報告し、点検を受けたが契約監視委員会から特段の意見表示、勧告等はなかった。また、その点検結果については平成25年8月にホームページに公表した。

1. 「随意契約等見直し計画」と平成25年度に締結した契約の状況

(単位：円)

契約区分	見直し計画 (H22.5策定)		平成24年度		平成25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(78.1%) 50	(81.3%) 193,808,683	(50.0%) 7	(79.4%) 65,672,250	(62.5%) 10	(80.2%) 69,270,600
福岡のみ	(65.4%) 17	(77.6%) 65,285,745	(50.0%) 6	(81.5%) 63,992,250		
企画競争・公募	(9.4%) 6	(3.6%) 8,697,150	(21.4%) 3	(5.7%) 4,735,500	(18.8%) 3	(8.3%) 7,131,900
福岡のみ	(23.1%) 6	(10.3%) 8,697,150	(25.0%) 3	(6.0%) 4,735,000		
競争性のある契約 (小計)	(87.5%) 56	(84.9%) 202,505,833	(71.4%) 10	(85.1%) 70,407,750	(81.3%) 13	(88.4%) 76,402,500
福岡のみ	(88.5%) 23	(88.0%) 73,982,895	(75.0%) 9	(87.5%) 68,727,750		
競争性のない 随意契約	(12.5%) 8	(15.1%) 36,017,560	(28.6%) 4	(14.9%) 12,339,720	(18.8%) 3	(11.6%) 9,997,239
福岡のみ	(11.5%) 3	(12.0%) 10,120,515	(25.0%) 3	(12.5%) 9,787,825		
合計	(100.0%) 64	(100.0%) 238,523,393	(100.0%) 14	(100.0%) 82,747,470	(100.0%) 16	(100.0%) 86,399,739
福岡のみ	(100.0%) 26	(100.0%) 84,103,410	(100.0%) 12	(100.0%) 78,515,575		

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

2. 競争性のない随意契約の見直し状況

平成25年度における競争性のない随意契約は、次のとおり。

①事務所共益費(水道・ガス料金) ②事務所電気代 ③財務諸表の官報公告

3. 一者応札・一者応募に係る見直し状況

- (1) 「随意契約等見直し計画」に基づく見直し内容
- ① 仕様書等の見直し
 - ② 入札参加要件の緩和
 - ③ 公告期間の見直し
 - ④ 落札決定から業務開始までの準備期間確保
- (2) 競争性のある契約に占める一者応札・一者応募の割合

年度	一者応札・応募／競争性のある契約	割合
平成24年度	0件 / 10件	0.0%
平成25年度	1件 / 13件	7.7%

4. 契約監視委員会等による点検等

(1) 契約監視委員会による点検

- 平成24年度分については平成25年7月に、また、平成25年度分については平成26年6月に、外部委員を含む契約監視委員会を委員長(常勤監事)が招集し、この委員会に対して上記の見直し内容を含め、競争性のない随意契約及びその他点検対象となる契約について報告し、点検を受けた。
- 点検の結果、契約監視委員会からの特段の意見表示、勧告等はなく、委員会から理事長に対して、「今回の審議を参考にしてより一層の競争性、透明性の確保に努められたい」旨の報告がなされた。
- 契約監視委員会における点検の結果については、平成24年度分を平成25年8月に当機構ホームページに公表しており、平成25年度分についても速やかに公表することとしている。

(2) 監事、会計監査人による監査

- 契約における一連の事務手続については、所定の規程類の手順に基づき契約担当役までの処理を適正に行っており、そのプロセスについて監事、会計監査人による監査において定期的にチェックを受けている。
- 平成25年度における監事監査、会計監査人による監査において、契約事務について特段の指摘はなく、その旨、監事及び会計監査人から理事長に対して報告がなされている。

(5) 適切な内部統制の実施

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(5) 適切な内部統制の実施

内部統制については、更に充実・強化を図ること。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

【中期計画】

(5) 適切な内部統制の実施

内部統制については、従前の取組を引き続き実施するとともに、「独立行政法人における内部統制と評価について」（総務省・独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）等を参考として、次の取組について更に充実・強化を図ります。

イ 業務運営方針の明確化、役職員による共有を図ります。

ロ 定期的に業務実績や課題を整理し、改善を行います。

ハ 内部監査の実施による業務の改善及び機構内コミュニケーションの活性化等を図ります。

ニ 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進します。

【年度計画】

(5) 適切な内部統制の実施

内部統制については、従前の取組を引き続き実施するとともに、次の取組について更に充実・強化を図ります。

イ 業務運営方針の明確化、役職員による共有を図ります。

ロ 定期的に業務実績や課題を整理し、改善を行います。

ハ 内部監査の実施による業務の改善及び機構内コミュニケーションの活性化等を図ります。

ニ 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進します。

年度計画における目標設定の考え方

「独立行政法人における内部統制と評価について」（総務省・独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）等を参考とし、これまでの取組を引き続き行い、内部統制の更なる充実・強化を図る。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<業務運営方針の明確化、役職員による共有>

業務運営の方針等、重要事項の決定については、理事会を開催し審議を行っており、職員もオブザーバー参加できるようにしている。

また、原則毎月、役員、審議役、各課長で構成する役員懇談会において、役員に対し審議役、各課長か

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

ら事業の進捗状況及び実施予定を報告するとともに、役員との意見交換を行ったうえで、理事長から必要な指示や方針が示され、各課長は課内ミーティング等により、これら方針等の部下への周知を図っている。

このように、役員と職員との間で情報共有及び意思疎通を図るとともに、理事長のリーダーシップが発揮されている。

【理事会開催状況】

第59回理事会（平成25年6月13日開催）

- ・平成24年度決算について
- ・達の改正について（報告事項）

第60回理事会（平成26年3月26日開催）

- ・平成26年度計画について
- ・平成26事業年度長期借入金及び空港周辺整備債券償還計画の概要について
- ・基準、達の改正（報告事項）

<リスク管理>

- リスク管理については、平成23年度に機構の全ての業務について、内在するリスクの洗い出し、その評価、リスク回避対策の検討を行い、リスク管理表を作成し、同管理表に基づきリスク回避対策を適切に講じることにより、リスク発生の防止に努めている。
- リスク管理表及び機構の規程類は常に最新版をイントラネットに掲載し、役職員がいつでもすぐに確認することが出来るようにしており、コンプライアンスの維持に努めている。
- リスク管理表については、毎年度見直しを行っており、今年度も平成26年2月に見直しを実施した。

<業務実績や課題の整理・改善>

- 平成25年6月13日に内部評価委員会を開催し、平成24事業年度並びに第2期中期目標期間の事業実績に対する内部評価を行った。
- 平成25年11月13日開催の内部評価委員会においては、平成24事業年度及び第2期中期目標期間の事業実績評価結果を踏まえつつ、平成25事業年度上半期の進捗状況の把握を行い、当該結果を下半期以降の業務運営及び平成26年度計画策定に活用・反映した。
- ホームページの見直しについては平成25年8月に設置した検討会においてホームページ全体の見直しに着手し、平成25年11月及び12月に改修を行った。また、組織の見直しの課題については、検討会を設置し、機構全体の課題として具体的な取り組みを検討している。

<内部監査の実施、コミュニケーションの活性化>

- 内部監査については平成26年2月に実施し、業務が適切に行われているか、業務が効果的に行われ維持されているかを確認のうえ、問題点については是正を図り、お互い立場が異なる監査員と被監査側とで討議を多くすることにより組織内の透明性を高め、コミュニケーションの活性化を図った。

<監事監査、会計監査人による監査>

- 平成24事業年度決算等監事監査を平成25年5月28日から29日にかけて実施し、法令、内部規定等の遵守体制、リスク管理等の観点からも監査を行った。
なお、指摘事項はなかったが、監査における指導・助言に留意しながら、業務に取り組んだ。
- 平成25事業年度上半期にかかる監事監査を平成25年11月に実施し、会計監査人による予備調査を平成25年12月、期中監査を平成26年2月にそれぞれ実施した。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<管理会計の活用>

- 管理会計の活用状況については、固有事業、受託事業、その他事業に分類し収支管理を行っており、随意契約等見直し計画などの取り組みを着実に実施することにより、予算の効率的な執行を図ることができた。
- 固有事業においては、安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行により年度計画に基づく利益を確保することができた。

<セグメント情報の開示>

- セグメント情報の開示については、独立行政法人発足時から固有事業、受託事業、その他事業に分類し収支管理を行っており、これらの区分に応じて、平成24事業年度の財務諸表において適切にセグメント情報の開示を行った。

<情報セキュリティ対策>

- 情報セキュリティについては、サーバー設置時からファイヤーウォールやウイルス対策ソフトを導入し、コンピューターウイルスの侵入防止の措置を図るとともに、サーバーの破損対策として予備のサーバーを設置しバックアップ機能を持たせており、これまで被害は出てない状況である。
- 情報漏洩の防止については、リスク管理表に項目を掲げ、不正がないよう管理しているところである。
- ネットワークシステムの管理運用についても、要領を設けシステムが適正に運用されるよう管理しているところである。
今後は検討会の設置を含め、更なるセキュリティ対策の強化に向けて、検討を行っていくこととしている。

3. 財務内容の改善に関する事項

(1) 予算、収支計画及び資金計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

4. 財務内容の改善に関する事項

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業において適切に計画し、健全な財務体質の維持を図ること。

【中期計画】

3. 予算、収支計画及び資金計画

本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定します。

【年度計画】

3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画

予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定します。

年度計画における目標設定の考え方

年度計画を実施するために必要な予算、収支計画及び資金計画を策定した。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 予算については、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図ることができた。
- 収支計画については、固有事業の安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行により年度計画と比較して総利益が増加した。(54百万円→151百万円)
- 資金計画については、固有事業の預かり金を効率的に運用したために投資活動による支出が増加したことから次期繰越金が減少した。(515百万円→251百万円)
資金管理については、毎月の預金残高を突合するとともに、会計監査法人及び監事監査の監査を受けるなど、適切な管理を行った。



予算

(単位:百万円)

区 分	計画額(A)	実績額(B)	差額(B-A)
収入	3,439	2,351	△1,088
業務収入	630	626	△4
補助金収入	268	131	△137
受託金収入	2,456	1,590	△866
負担金収入	84	2	△82
長期借入金等収入	-	-	-
雑収入	2	3	1
繰越金受入	-	-	-
支出	3,426	2,241	△1,185
固有事業	491	428	△63
受託事業	2,293	1,452	△841
その他事業	255	49	△206
人件費	301	253	△48
一般管理費	85	60	△25

収支計画

(単位:百万円)

区 分	計画額(A)	実績額(B)	差額(B-A)
費用の部	3,399	2,216	△1,183
経常費用	3,399	2,216	△1,183
業務費用	3,009	2,027	△982
固有事業	460	435	△25
受託事業	2,293	1,509	△784
その他事業	257	84	△173
一般管理費	386	181	△205
人件費	301	126	△175
物件費	84	53	△31
減価償却費	1	1	0
財務費用	4	8	4
雑損	0	0	0
臨時損失	-	-	-
収益の部	3,453	2,367	△1,086
経常収益	3,453	2,367	△1,086
業務収入	630	630	0
受託収入	2,456	1,590	△866
補助金等収益	367	146	△221
財務収益	1	1	0
雑益	0	0	0
臨時利益	-	-	-
純利益	54	151	97
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	54	151	97

資金計画

(単位:百万円)

区 分	計画額(A)	実績額(B)	差額(B-A)
資金支出	3,971	3,617	△354
業務活動による支出	3,348	2,146	△1,202
投資活動による支出	-	1,111	1,111
財務活動による支出	108	110	2
次期繰越金	515	251	△264
資金収入	3,971	3,617	△354
業務活動による収入	3,439	2,356	△1,083
業務収入	630	629	△1
受託金収入	2,456	1,591	△865
その他の収入	354	136	△218
投資活動による収入	0	750	750
財務活動による収入	-	-	-
前期よりの繰越金	531	511	△20

※ 計数は単位未満を四捨五入しているため合計が一致しないことがある。



(単位：千円)

科 目	予 算 額			執行済額	執行残額	執行率	
	25年度予算額		流用等				
		うち前年度繰越額					
固有事業勘定	491,445			491,445	427,683	63,762	87.0%
再開発整備事業費	379,888			379,888	319,095	60,793	84.0%
業務外支出	111,557			111,557	108,588	2,969	97.3%
受託事業勘定	2,292,774	909,887		2,292,774	1,452,039	840,736	63.3%
移転補償事業費	2,233,209	909,887		2,233,209	1,424,310	808,899	63.8%
緑地造成事業費	59,565			59,565	27,728	31,837	46.6%
その他事業勘定	255,195			255,195	48,617	206,578	19.1%
民家防音事業費	255,195			255,195	48,617	206,578	19.1%
管理勘定	386,288			386,288	312,751	73,537	81.0%
人件費	300,951			300,951	253,207	47,744	84.1%
一般管理費	85,337			85,337	59,544	25,793	69.8%
合 計	3,425,702	909,887		3,425,702	2,241,090	1,184,613	65.4

(注1) 端数処理の関係で合計に合致しない場合がある。

(2) 短期借入金の限度額

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とします。

【年度計画】

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とします。

年度計画における目標設定の考え方

予見しがたい事故等による資金不足に対応するため、短期借入金の限度額を400百万円とした。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

短期借り入れの実績なし。

(3) 重要な財産の処分等に関する計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

5. 重要な財産の処分等に関する計画

該当ありません。

【年度計画】

5. 重要な財産の処分等に関する計画

該当ありません。

年度計画における目標設定の考え方

該当なし。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

該当なし。

(4) 剰余金の使途

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

6. 剰余金の使途

固有事業（再開発整備事業）に充てます。

【年度計画】

6. 剰余金の使途

固有事業（再開発整備事業）の業務運営に必要な経費に充てます。

年度計画における目標設定の考え方

剰余金が発生した場合、独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金又は同条第3項に基づく目的積立金として整理することとなるが、積立金の使途としては「固有事業の業務運営に必要な経費」としている。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

第2期中期目標期間が終了したことに伴い発生した独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金については、騒防法第29条第1項の規定に基づき「固有事業の業務運営に必要な経費」として第3期中期目標期間への繰越（857,382,982円）を行った。

今年度については、安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行により剰余金が発生したため、積立金の取り崩しは行わなかった。

<参考>

- 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抄）
（利益及び損失の処理）

第44条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りではない。

2（略）

3 独立行政法人は、第1項に規定する剰余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その剰余の額の全部又は一部を第30条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第2項第6号の剰余金の使途に充てることができる。

4・5（略）

- 独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解（平成12年2月16日設定・平成22年10月25日改訂）（抄）

第74 通則法第44条第3項による承認の額

<参考> 経営努力認定の考え方について

- 1 利益の処分に関する書類における「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額」（承認前にあっては「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けようとする額」）は、当該事業年度における利益のうち独立行政法人の経営努力により生じたとされる額である。
- 2 上記1の額の処分先としては、独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、主務大臣の承認を得て中期計画で定められることとなるが、独立行政法人の公的な性格により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な使途でなければならない。
- 3 「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額」が、独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。
- 4 「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けようとする額」は、以下のようなものであることが必要である。
 - (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第24 行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益であって、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること。
 - (2) 費用が減少したことによる生じた利益であって、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること（中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。）。
 - (3) その他独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること。



4. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(1) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

また、総人件費の削減については、平成24年度に国家公務員給与の臨時特例に準じた措置を講じたところであるが、引き続き政府の方針を踏まえつつ適切に対応すること。

【中期計画】

(1) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表します。

また、総人件費の削減については、平成24年度に国家公務員給与の臨時特例に準じた措置を講じましたが、引き続き政府の方針を踏まえつつ適切に対応します。

【年度計画】

(1) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当も含め役職員給与の在り方について検証した上で、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表します。

また、引き続き、国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準じて適正な運用に努めます。

年度計画における目標設定の考え方

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当も含め役職員給与の在り方について検証した上で、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、引き続き、国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準じて適正な運用に努めることとする。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成25年度より、機構独自の俸給表を国家公務員行政職俸給表（一）と同一とした。

当機構の対国家公務員指数の平成25年度実績は105.8となっているが、これは当機構の職員は本省からの出向者が多く、それに伴い地域手当の異動保障を受けている者が多いこと、また、調査対象者の高い年齢層（56歳～59歳）において、3名の内2名が課長級の職員であり、扶養手当など各手当を受給していることから、課長級に係る指数は121.0となっているため、全体の指数が高くなった要因となっている。

なお、「東日本大震災からの復興のための財源を確保するため国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）」に併せて実施していた給与減額支給措置については、平成26年3月31日を以て終了した。

【参考】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対国家公務員指数	107.5	106.6	106.6	109.9	113.8	105.8



H25年度の取組状況

○ 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」を踏まえた俸給及び手当の引き下げ

1. 俸給及び手当の引き下げ

- ①俸給月額 $\Delta 9.77\% \sim \Delta 4.77\%$
- ②管理職手当 $\Delta 10.00\%$
- ③特別都市手当 俸給等の減額率に応じて減額
- ④期末手当及び勤勉手当 $\Delta 9.77\%$

2. 引き下げの実施期間

平成24年4月から平成26年3月

3. 措置の実施時期

平成24年4月

○ 給与規程の改正

1. 俸給表の見直し（国家公務員行政職俸給表（一）と同一の俸給表に見直し）

2. 措置の実施時期

平成25年4月